

# 特定生産緑地の根拠法令

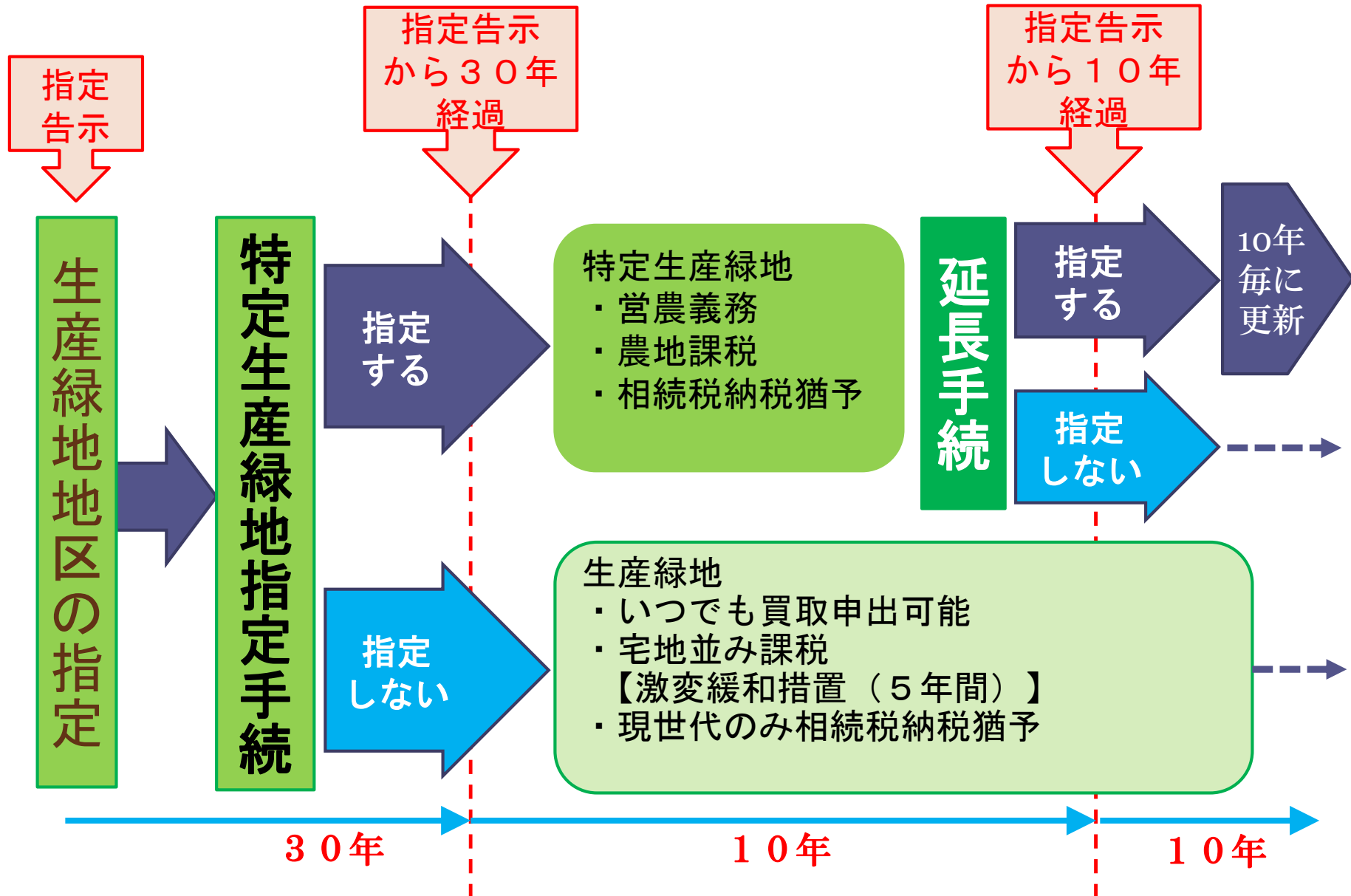
## 生産緑地法 第10条の2第1項

市町村長は、申出基準日が近く到来することとなる生産緑地のうち、その周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、当該申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを、特定生産緑地として指定することができる。

## 生産緑地法 第10条の2第2項

前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、申出基準日までに行うものとし、その指定の期限は、当該申出基準日から起算して十年を経過する日とする

# 特定生産緑地制度の概要図



# 特定生産緑地指定のメリット

	固定資産税 都市計画税 の優遇措置	相続税 納税猶予 の優遇措置	買取申出の 事由	行為 制限
特定生産 緑地に指 定する場 合	○	○	・農業の主たる 従事者の死亡、又は故障 ・申出基準日 から10年ごと に延長の可否 判断	有
特定生産 緑地に指 定しない 場合	× ・5年間で宅地並み課 税の税額まで段階的 に上昇 ※激変緩和措置	× ・新たに相続税納 税猶予制度の適 用は受けられなく なる(現在受けて いる猶予のみ)	・いつでも可 能 (指定の告示 日から30年 経過したこと で、買取の申 出の理由とな る。)	有

# 特定生産緑地指定手続きの流れ

